

産業廃棄物再生利用業（再生活用業）指定変更承認申請に必要な書類

	届出書類（○印）	個人	法人
1	【様式第 15 号】 産業廃棄物再生利用業変更承認申請書	○	○
2	【別紙 11】 事業計画の概要書 (添付書類)：排出事業者における発生工程表及び分析表等	○	○
3	【別紙 1】 事務所及び事業場の所在地一覧表、業務経歴	○	○
4	事務所及び事業場の付近見取図（※ 変更がなければ不要）	○	○
5	【別紙 12】 事業開始に要する資金及び調達方法	○	○
6	《法人の場合》 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 直前 3 年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (税務署発行の納税証明書 その 1 等) [発行日より 3 ヶ月以内]		○
7	《個人の場合》 【別紙 13】 資産に関する調書	○	
8	直前 3 年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (税務署発行の納税証明書 その 1 等) [発行日より 3 ヶ月以内]		
9	【別紙 14】 欠格要件対象者名簿 (第 1 面 及び 第 2 面)	○	○
10	《法人の場合》 定款 (最新のもので申請日時時点で原本証明したもの) 又は寄附行為 (※ 定款又は寄附行為は、変更がなければ不要) 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) [発行日より 3 ヶ月以内]		
11	役員全員の ①住民票の写し (本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) ②登記事項証明書 (後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定するもの) (注) [発行日より 3 ヶ月以内]		
12	発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者全員の ①住民票の写し (本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) ②登記事項証明書 (後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定するもの) (注) [発行日より 3 ヶ月以内] 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) [発行日より 3 ヶ月以内]		○
13	《申請者に政令に定める使用人がある場合》 使用人の ①住民票の写し (本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) ②登記事項証明書 (後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定するもの) (注) [発行日より 3 ヶ月以内]	○	○

届出書類 (○印)		個人	法人
14	≪申請者が未成年者の場合≫ 法定代理人の ①住民票の写し (本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(マイナンバー)の記載のないもの) ②登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの)(注) [発行日より3ヶ月以内]	○	○
15	≪個人の場合≫ ①住民票の写し (本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(マイナンバー)の記載のないもの) ②登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの)(注) [発行日より3ヶ月以内]	○	
16	【別紙9】誓約書	○	○
17	≪事業の用に供する施設関係≫ (※ 変更に関する関係書類) (1) 【別紙4】保管の用に供する施設 (2) 【別紙8】再生活用の用に供する施設 (添付書類): ①施設の処理工程図 ②施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図 及び設計計算書等 ③処理施設(法第15条)に該当する場合には、その許可証の写し	○	○
	(3) 【別紙10】附属設備の概要並びに生活環境保全上の対策 (添付書類): 公害関連法規に基づく許可又は届出対象施設である場合には、 その許可証又は受理書の写し		
	(4) (1)(2)(3)の施設の土地・建物の全部事項証明書[発行日より3ヶ月以内] 及び地籍図等		
	(5) 上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類		
18	【別紙15】再生活用後の利用・処理方法等を記載した書類 (添付書類): 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、処理委託契約書(写)又は これに類する書類及び処理業者の許可証の写し	○	○
19	【別紙2】取引関係 (※ 変更に関する取引関係) (添付書類): ①排出者、再生輸送業者等との取引関係を証する書類 ②有用物の引取者との取引関係を証する書類	○	○
20	その他市長が必要と認める書類	○	○

(注1) 再生活用の用に供する施設の変更で、変更計画書の検討の結果、当該変更内容が軽微な変更であると判断された場合は、上記1、17、19とする。

(注2) 「登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定するもの)のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。